

## 役員等の報酬等に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人五十鈴会（以下、「当法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、理事、監事（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (報酬)

第2条 役員等（本会が設置する事業所に勤務する者は除く。）がその職務のため、役員会等に出席したときは、報酬として日額5,000円（4時間未満の場合は二分の一）を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため役員会等又は市外での会議、研修に出席したときは、当法人旅費規定に基づき、その費用を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

### 付 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

本規定の施行により、平成8年7月20日施行の役員会等旅費支払規定は廃止する。